

# 伊勢原市耐震改修促進計画

令和5（2023）年3月

伊勢原市

# 目次

## **第1章 計画改定の背景・目的**

1	計画改定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
4	対象建築物	2

## **第2章 想定される地震**

1	大規模地震からの教訓	4
2	伊勢原市の地震被害想定	6
3	計画の進捗状況と課題等	7

## **第3章 建築物の耐震化の目標**

1	目標設定の考え方	10
2	本計画の目標	10

## **第4章 建築物の耐震化を促進するための施策**

1	耐震化の促進に係る基本的な考え方	11
2	耐震化を促進するための施策	11

## **第5章 計画の推進に向けて**

1	推進体制	18
2	耐震化の促進に関する指導・助言等	18
3	施策のフォローアップ	18

## 用語の解説

### 【耐震改修促進法】

…建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

※地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とするもの。

### 【新耐震基準】

…昭和56（1981）年6月1日に施行された建築基準法の耐震基準

### 【旧耐震基準】

…昭和56（1981）年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に適用されていた建築基準法の耐震基準

### 【国の基本方針】

…建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）（令和3年12月21日改正施行）

### 【耐震化率】

…対象建築物のうち、新耐震基準相当の耐震性能を有するものの割合

※住宅の耐震化率は、「住宅・土地統計調査（総務省統計局）」と本市の固定資産税家屋データにより耐震化率を推計しています。

※多数の者が利用する建築物等の耐震化率は、固定資産税家屋データ及び現地調査等により耐震化率を推計しています。

## 第1章 計画改定の背景・目的

### 1 計画改定の背景と目的

本市では、耐震改修促進法に基づき、平成20（2008）年に伊勢原市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、耐震性が不足している可能性のある旧耐震基準で建築された建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできました。

その後、平成25（2013）年に耐震改修促進法が改正され、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物などに対して耐震診断が義務付けされるなど、耐震改修の促進に向けた取組が強化されるとともに、国の基本方針により建築物の耐震化率のさらに高い目標が示されました。

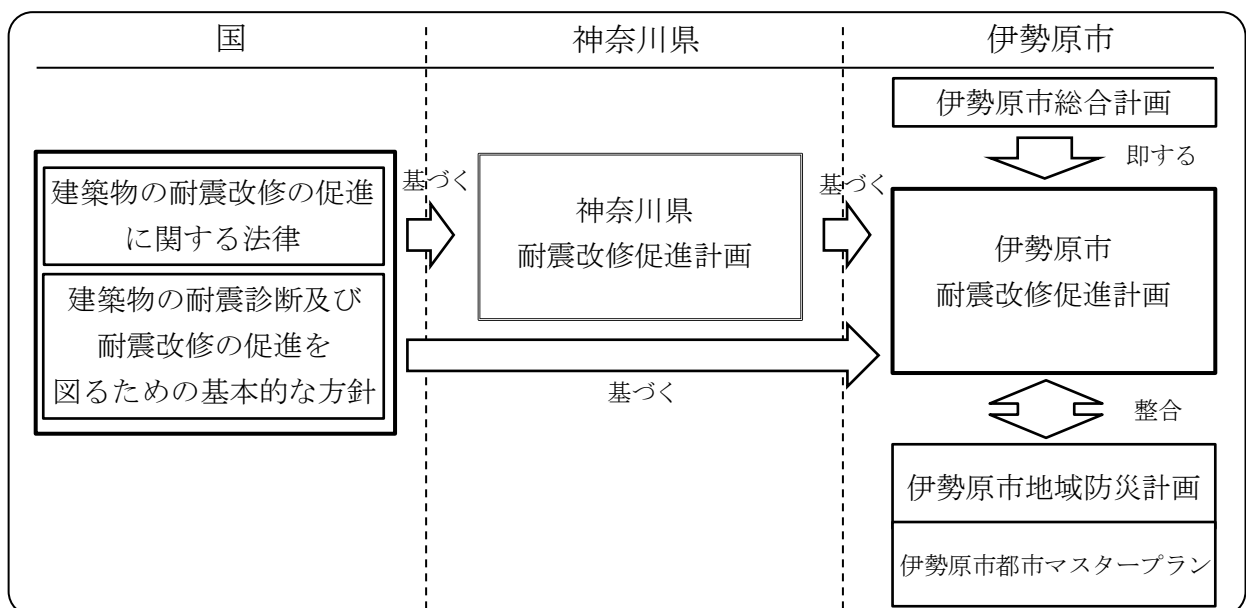
これを受けて、平成27（2015）年3月に、神奈川県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）が改定され、本市においても国の基本方針及び県計画に基づき、平成28（2016）年3月に本計画を改定し、耐震化の目標などを決めました。

その後、令和3（2021）年12月の国の基本方針の一部改正や令和4（2022）年3月の県計画の改定により、住宅等の建築物の耐震化に関する次期目標が定められました。

今回の改定では、改正された国の基本方針や県計画の改定内容等を踏まえ、新たな計画期間及び耐震化の目標等を定めることにより、旧耐震基準の建築物の耐震診断及び耐震改修をさらに促進し、安全安心なまちづくりを推進することを目的とします。

### 2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に規定する市町村耐震改修促進計画として、国の基本方針及び県計画に基づき策定するものです。また、「伊勢原市総合計画」に即し、「伊勢原市地域防災計画」及び「伊勢原市都市マスタープラン」と整合を図ります。



さらに、SDGs (Sustainable Development Goals) の17の目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」を踏まえながら、本計画を推進します。



### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間とします。

なお、計画期間中の国の基本方針の見直し、県計画の改定及び本計画の進捗状況に適切に対応するため、必要に応じて本計画を改定します。

### 4 対象建築物

国の基本方針や県計画とともに、本市におけるこれまでの取組を踏まえ、本計画の対象建築物を次のとおりとします。

国の基本方針や県計画では、「広域防災拠点となる建築物」の耐震化の促進が示されていますが、これに該当する旧耐震基準の建築物は、市内にはありません。

なお、市が所有する建築物以外の公共建築物は、それぞれの耐震促進計画等で目標及び方針があるため、本計画においては対象建築物としません。

#### (1) 住宅（戸建て住宅、長屋、共同住宅）

#### (2) 多数の者が利用する建築物及び危険物貯蔵等建築物

(耐震改修促進法第14条第1号及び2号関連)

※対象とする建築物の用途や規模は次頁の表のとおりです。

#### (3) 緊急輸送道路等沿道の建築物（耐震改修促進法第14条第3号関連）

※本計画が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2の高さを超える建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）が対象です。

【多数の者が利用する建築物等（耐震改修促進法第14条第1号及び第2号関連）に該当する用途・規模要件】

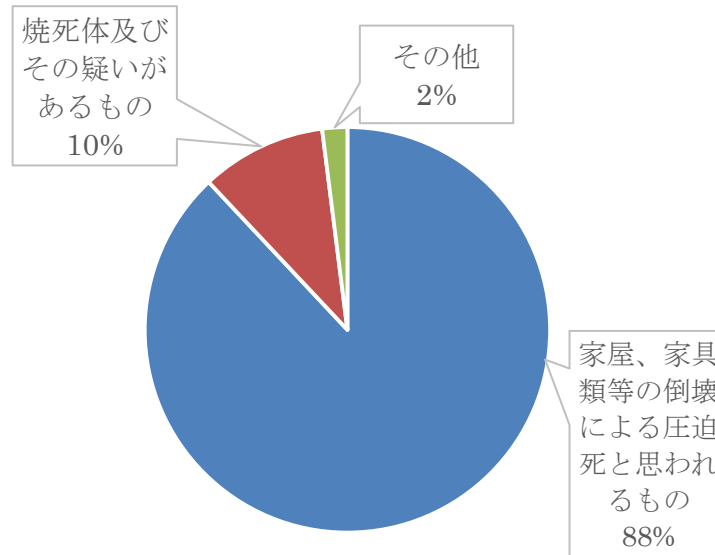
	用途	規模
法 第 14 条 第 1 号 関 連	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校
		上記以外の学校
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	事務所	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
法 第 14 条 第 2 号 関 連	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

## 第2章 想定される地震

### 1 大規模地震からの教訓

平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震を直接の死因とする死者数の9割近くが、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした。

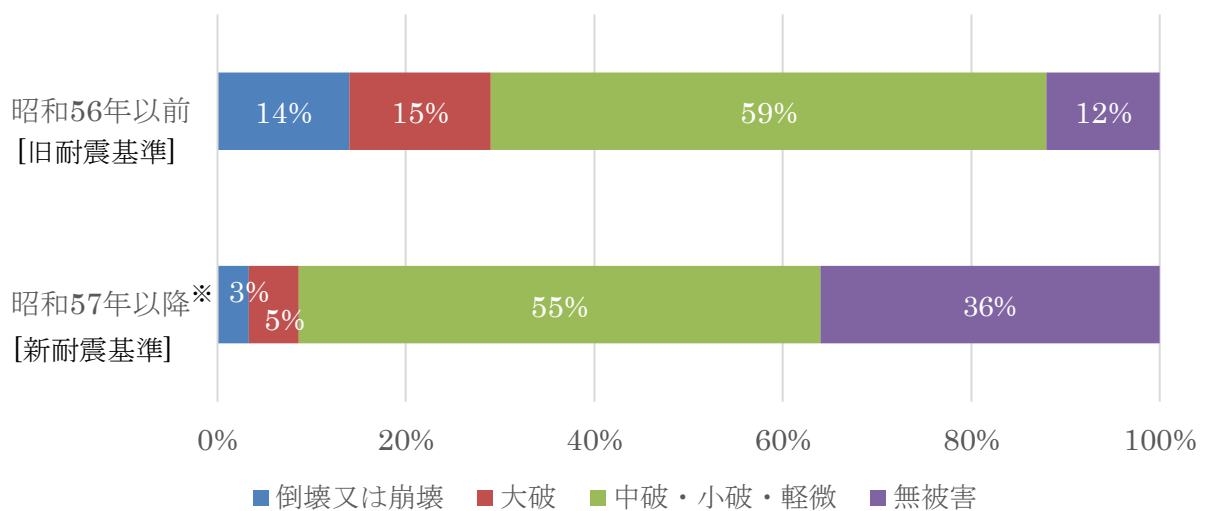
【阪神・淡路大震災における死因別死者数の割合】



出典：平成7年版 警察白書

建築物の被害状況では、阪神・淡路大震災、また、それから約20年後の平成28（2016）年4月に最大震度7の地震を2回連続して記録した熊本地震の双方において、旧耐震基準の建築物の被害が大きい傾向が見られました。

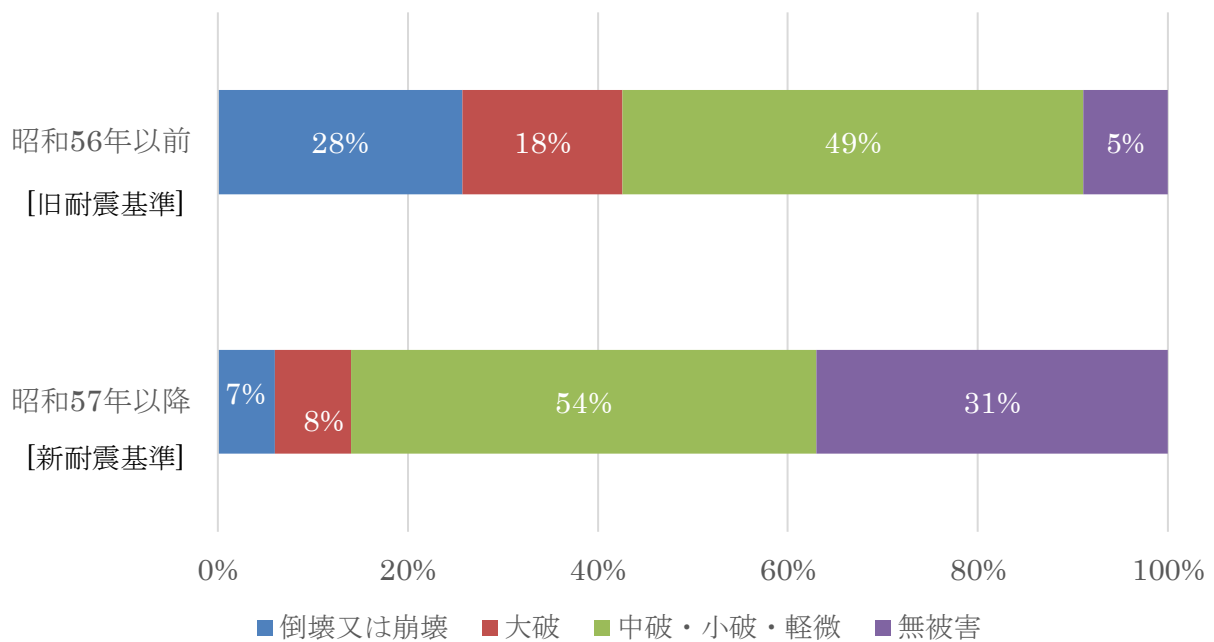
【阪神・淡路大震災における建築物の被害状況】



※構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても100になりません。

出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

### 【熊本地震における木造建築物の被害状況】



出典：平成28年熊本地震建築物被害調査報告（速報）

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、津波により甚大な被害が発生しましたが、新耐震基準を満たす建築物については、地震の揺れによる被害は限定的であったものと考えられています。

このようなことを踏まえると、地震による建築物の倒壊等の被害を低減し、安心安全なまちづくりを推進するためには、旧耐震基準の建築物について、引き続き、耐震化を促進することが重要であると考えられます。

また、平成30（2018）年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震は、家具や塀が倒れやすい周期の短い地震動であったことから、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。

このような人的被害の発生を防止するため、特に通学路等の沿道における危険性の高いブロック塀等については建築物の耐震化とあわせて、一層地震に対する対策を講じていく必要があると考えられます。



## 2 伊勢原市の地震被害想定

県が平成27（2015）年にとりまとめた地震被害想定では、大正型関東地震が建築物の被害が最も大きい地震とされています。この地震では、市域において全壊・半壊を合わせて約1.6万棟におよぶ被害が想定されています。

### 【大規模地震による揺れや液状化による建物被害想定結果】

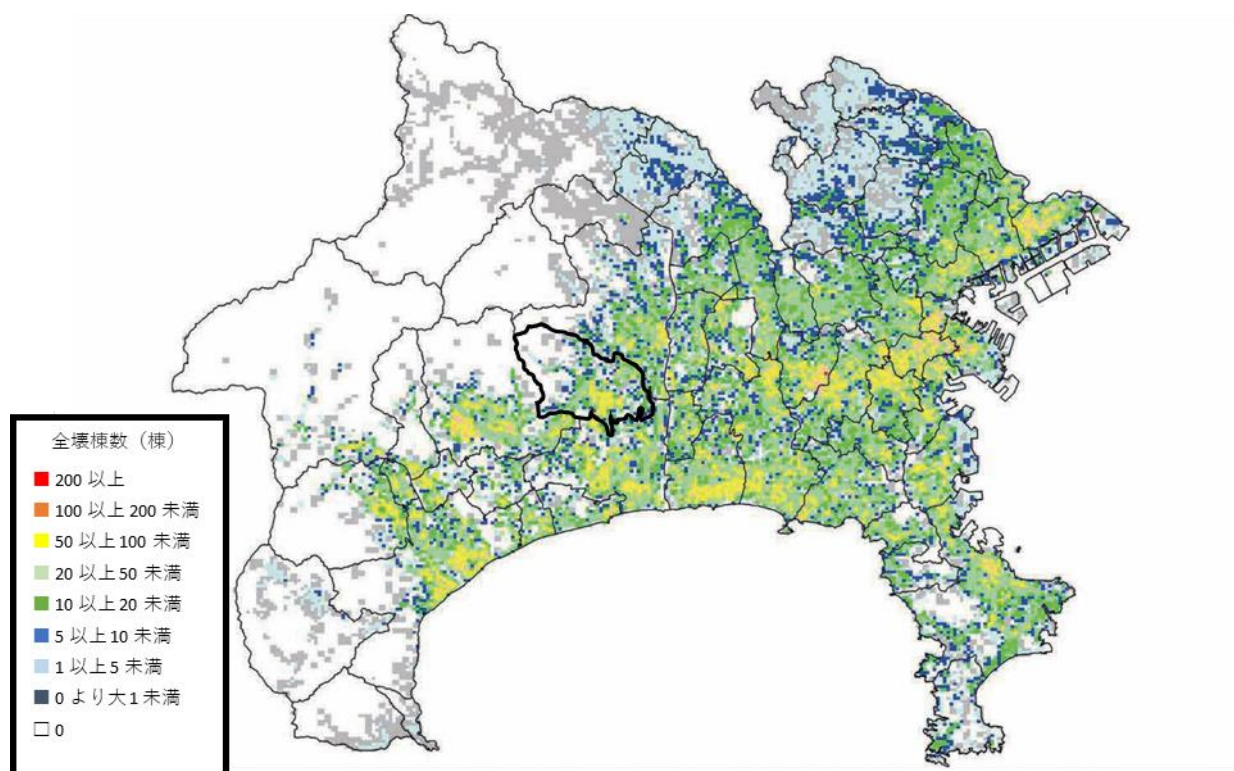
(単位：棟)

地震	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
都心南部直下地震	830	3,800	260
三浦半島断層群の地震	*	100	0
神奈川県西部地震	0	20	0
東海地震	10	80	0
南海トラフ巨大地震	10	110	0
<b>大正型関東地震</b>	<b>10,410</b>	<b>6,080</b>	<b>2,930</b>

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

※「\*」：わずか（計算上0.5以上10未満）

### 【大正型関東地震の揺れによる全壊棟数の分布】



出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

※本市行政界を太線で表示します。

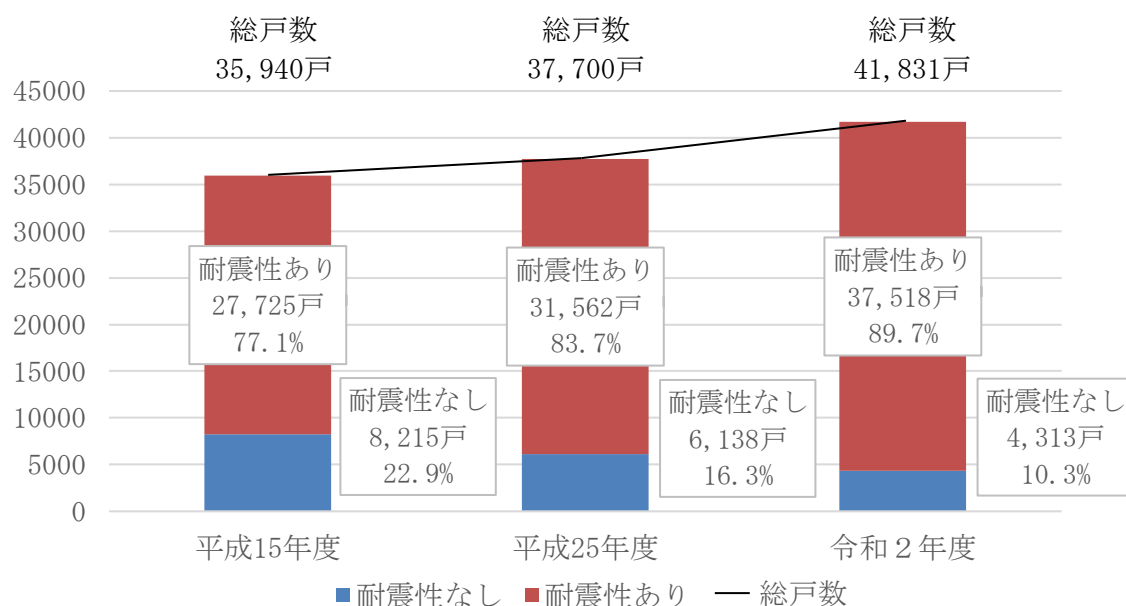
### 3 計画の進捗状況と課題等

#### (1) 住宅

改定前の計画では、「住宅」の耐震化率の目標を令和2（2020）年度までに95%まで高めることとしていました。

これに対して、令和2（2020）年度の耐震化率の推計値は、89.7%となり、目標をやや下回る結果となっています。

#### ア 計画の進捗状況



#### イ 分析と課題

令和2（2020）年度の住宅の耐震化率89.7%の内、戸建て住宅は84.3%で共同住宅は97.0%となっており、戸建て住宅の耐震化率は比較的低い状況です。

【戸建て住宅と共同住宅の耐震化率】

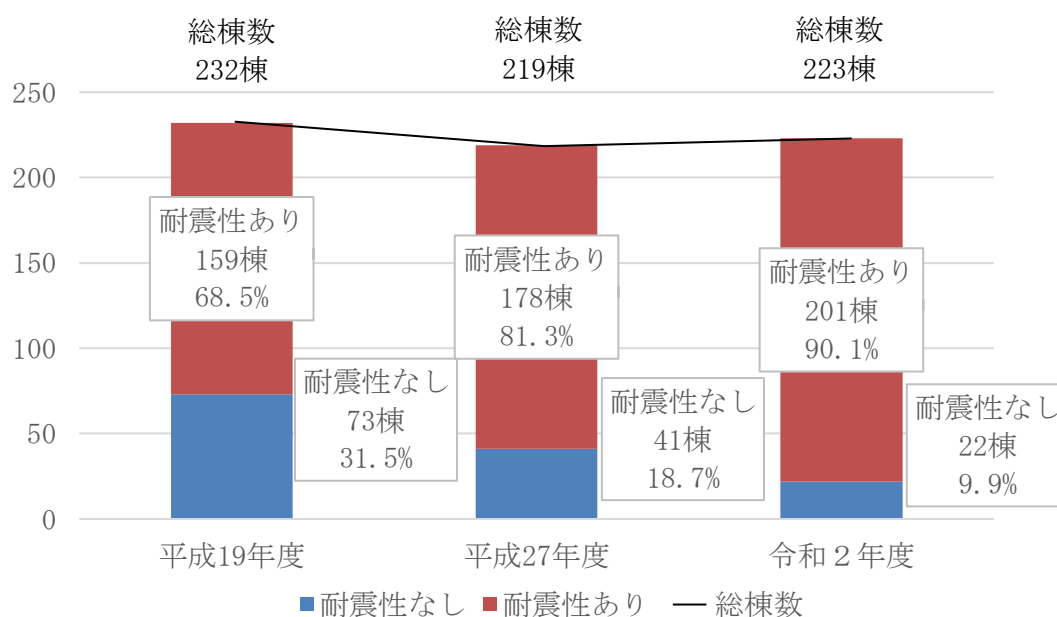
用途区分	戸数	耐震性あり	耐震化率 (%)
戸建て住宅	23,952	20,180	84.3%
共同住宅	17,879	17,338	97.0%
計	41,831	37,518	89.7%

## (2) 多数の者が利用する建築物等

改定前の計画では、「多数の者が利用する建築物等」の耐震化率の目標を令和2(2020)年度までに95%まで高めることとしていました。

これに対して、令和2(2020)年度の耐震化率の推計値は、90.1%となり、目標をやや下回る結果となっています。

### ア 計画の進捗状況



### イ 分析と課題

令和2(2020)年度の多数の者が利用する建築物等の耐震化率90.1%の内、公共建築物は100%、民間建築物は87.2%となっており、民間建築物の耐震化率は比較的低い状況です。

#### 【多数の者が利用する建築物等の公共・民間別の耐震化率】

用途区分	棟数	耐震性あり	耐震化率(%)
公共建築物	51	51	100%
民間建築物	172	150	87.2%
多数の者が利用する建築物	158	145	
危険物貯蔵等建築物	14	5	
計	223	201	90.1%

**【公共建築物の耐震化状況 ※多数の者が利用する建築物の要件に該当する建築物】**

用途	全棟数	新耐震基準建築物 (S57以降 建築)棟数	旧耐震基準建築物 (S56以前 建築)棟数	耐震診断 実施済	耐震化済		耐震化済 棟数	耐震化率 (%)
					耐震性有	改修済		
学校	38	13	25	25	2	23	38	100.0
体育館	2	2	0	0	0	0	2	100.0
劇場	1	0	1	1	1	0	1	100.0
庁舎	4	2	2	2	2	0	4	100.0
社会福祉施設	1	0	1	1	1	0	1	100.0
保育所	3	3	0	0	0	0	3	100.0
図書館	1	1	0	0	0	0	1	100.0
集会場等	1	1	0	0	0	0	1	100.0
合計	51	22	29	29	6	23	51	100.0

**※参考 現状（令和3（2021）年度現在）の耐震化率**

令和3（2021）年度の耐震化率の推計値は、「住宅」が89.7%、「多数の者が利用する建築物等」が90.1%となっています。

**【現状（令和3（2021）年度現在）の耐震化率】**

用途区分	棟数	耐震性あり	耐震化率 (%)
住宅	42,266	37,917	89.7%
多数の者が利用する建築物等	223	201	90.1%
公共建築物	51	51	
民間建築物	172	150	
多数の者が利用する建築物	158	145	
危険物貯蔵等建築物	14	5	

**（3）緊急輸送道路等沿道の建築物**

緊急輸送道路等の通行を妨げるおそれのある旧耐震基準の建築物の状況は、令和4（2022）年7月に市が実施した調査では、市内には、緊急輸送道路の通行を妨げるおそれのある（耐震性が確認できない）旧耐震基準の建築物は14棟、緊急輸送道路補完道路沿道には101棟あります。

**【緊急輸送道路等沿道の旧耐震基準の建築物の件数】**

道路の区分	通行を妨げるおそれのある沿道の旧耐震基準建築物	合計棟数	用途別棟数				
			住宅	店舗	事務所・工場	倉庫	その他
緊急輸送道路		14	8	2	3	1	0
緊急輸送道路補完道路		101	80	3	6	3	9

※棟数は固定資産税家屋データと実態調査をもとに確認しています。

### 第3章 建築物の耐震化の目標

#### 1 目標設定の考え方

改定前の計画では、耐震化の目標を国の基本方針や県計画に基づき、「住宅」と「多数の者が利用する建築物」としていました。

今回の国の基本方針の改定では、目標を「住宅」と「耐震診断義務付け対象建築物」とする考えが示され、県計画もこれを踏まえて、「住宅」、「耐震診断義務付け対象建築物（多数の者が利用する建築物（要緊急大規模建築物を含む）及び沿道建築物）」について目標を定めています。

本市においては、国の基本方針及び県計画を踏まえつつ、これまでの取組を勘案し、耐震化率の目標を「住宅」と「多数の者が利用する建築物等<sup>\*</sup>」について定めます。

なお、県計画に目標の対象として掲げられた「耐震診断義務付け対象建築物」の内、沿道建築物は、市内には該当する建築物はありません。

※耐震診断義務付け対象建築物以外を含みます。

#### 2 本計画の目標

##### (1) 住宅

**耐震性が不十分な住宅を令和12年度までにおおむね解消します。**

令和3（2021）年度時点で10.3%残存する耐震性が不十分な住宅について、令和12（2030）年度までにおおむね解消を目指します。

##### 【住宅の耐震化率の推移】

用途区分	耐震化率の推移				耐震化の目標
	平成15年度	平成25年度	令和2年度	令和3年度	令和12年度
住宅	77.1%	83.7%	89.7%	89.7%	おおむね解消

##### (2) 多数の者が利用する建築物等

**耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物等を令和7年度までにおおむね解消します。**

令和3（2021）年度時点で9.9%残存する耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物等について、令和7（2025）年度までにおおむね解消を目指します。

##### 【多数の者が利用する建築物等の耐震化率の推移】

用途区分	耐震化率の推移				耐震化の目標
	平成19年度	平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度
多数の者が利用する建築物等	68.5%	81.3%	90.1%	90.1%	おおむね解消

## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

### 1 耐震化の促進に係る基本的な考え方

#### (1) 建築物の所有者等に対する耐震化の意識啓発

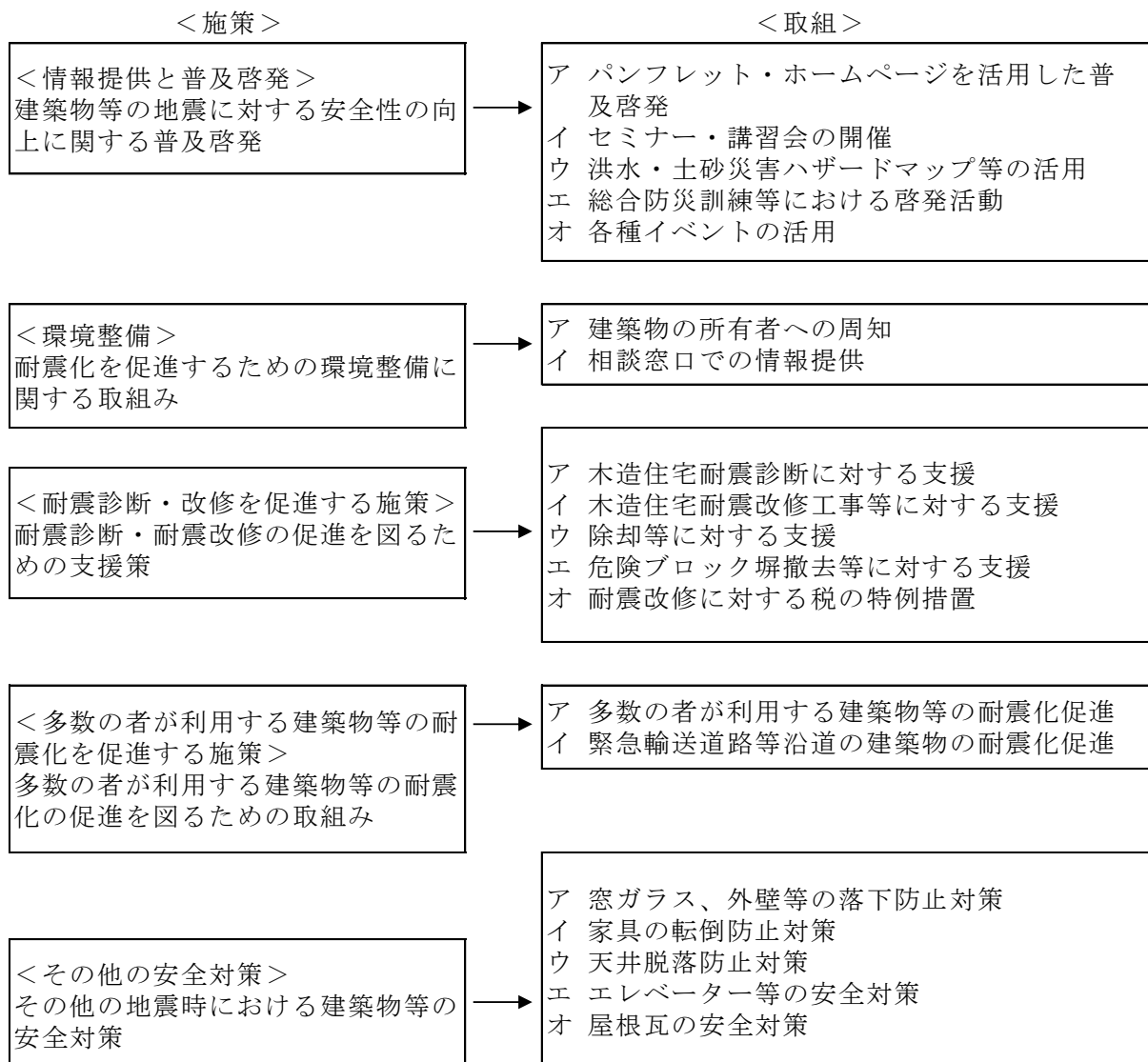
建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が、耐震対策を地域防災上の必要な課題として捉えるとともに、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を図ることが求められます。このことから、建築物の所有者等の耐震化に対する意識啓発に取り組んでいきます。

#### (2) 建築物の所有者等への支援

建築物の所有者等に対して、国や県と連携し、建築物の耐震化を図るための必要となる情報提供を行うとともに、耐震診断及び耐震改修等に係る負担軽減のための支援策を実施します。

### 2 耐震化を促進するための施策

耐震化を促進するための施策を次のとおり定め、総合的かつ計画的に展開するために19の取組を推進していきます。



## (1) 建築物等の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発

建築物の所有者等に対し、所有・管理する建築物等の地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうために、次のとおり建築物等の耐震化の促進に関する普及啓発を行います。

### ア パンフレット・ホームページを活用した普及啓発

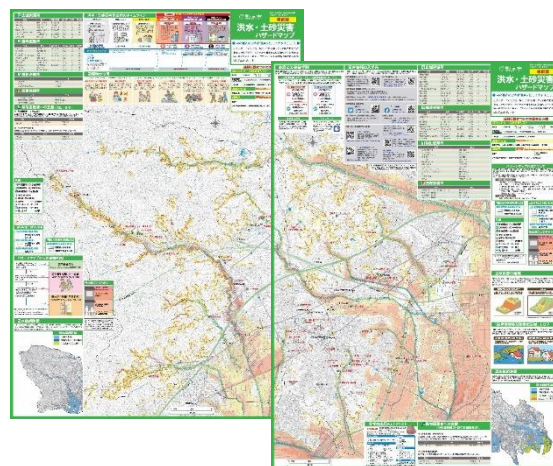
建築物の耐震化に関するパンフレット等を市の窓口や各種イベントなどで配布します。また、市のホームページや広報紙等による建築物の耐震化に関する情報提供により、建築物の耐震化の重要性について意識啓発を行います。

### イ セミナー・講習会の開催

国及び県が行う耐震診断技術者の育成、防災対策に関するセミナー・講習会の開催に関する情報を提供します。

### ウ 洪水・土砂災害ハザードマップ等の活用

災害に対する意識を深められるように、市や県が作成した防災マップ等を活用し、防災情報を提供します。



### エ 総合防災訓練等における啓発活動

市が実施する総合防災訓練や自主防災リーダー養成研修会において、耐震化の重要性について普及啓発を行い、地震災害に対する事前対策の必要性について理解を深めるための情報を提供します。

### オ 各種イベントの活用

各種イベント開催時における建築物の防災コーナーの設置等を通じて、建築物の耐震性確保の重要性について理解を深めるための情報を提供します。

## (2) 耐震化を促進するための環境整備に関する取組み

### ア 建築物の所有者への周知

本計画の概要や耐震化の目標などをはじめ、建築物の耐震化の促進に関する様々な情報を周知するため、市のホームページなどを活用します。

### イ 相談窓口での情報提供

建築物の所有者等からの相談に応じるとともに、木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や補強方法の概要など、建築物の耐震化に関する情報を提供するため、市役所に相談窓口を設置します。

## (3) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

### ア 木造住宅耐震診断に対する支援

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防止し、災害に強いまちづくりの推進を図るため、耐震診断を実施する木造住宅の所有者等に対し、耐震診断に要する費用の一部について補助を行います。

### イ 木造住宅耐震改修工事等に対する支援

木造住宅の耐震改修工事を促進することにより、災害に強いまちづくりを推進するため、耐震改修工事を実施する木造住宅の所有者等に対し、設計、耐震改修工事及び工事監理に要する費用の一部について補助を行います。

### ウ 除却等に対する支援

耐震性が不足している木造住宅の除却や建替を支援することで、災害に強いまちづくりを推進するため、除却工事や建替を実施する木造住宅の所有者等に対し、除却工事及び工事監理に要する費用の一部について補助を行います。

### エ 危険ブロック塀撤去等に対する支援

地震発生時における危険ブロック塀等の転倒や倒壊による災害を未然に防止するため、その撤去やフェンス等の安全な工作物の新設にかかる費用の一部について補助を行います。

### オ 耐震改修に対する税の特例措置

住宅の耐震化の促進を目的とした税の特例措置である、固定資産税の減額措置や所得税の特別控除について、制度の周知を行います。



#### (4) 多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を図るための取組み

##### ア 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進

多数の者が利用する建築物等の所有者等が耐震化の重要性を理解し、耐震診断や耐震改修等が進められるように、所有者の置かれた状況に応じた適切な情報提供等を県と連携して行います。

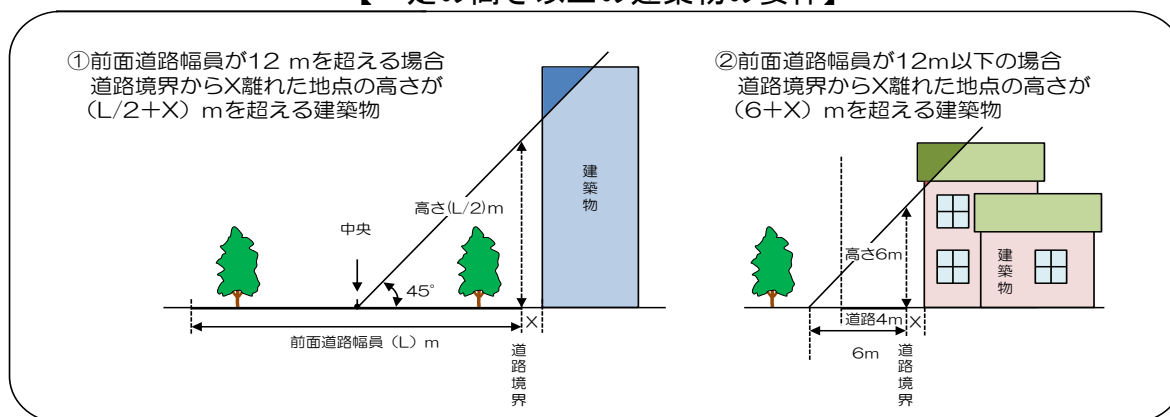
##### イ 緊急輸送道路等沿道の建築物の耐震化促進

###### (ア) 耐震化努力義務路線

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路等の通行が確保できるように、沿道建築物の耐震化を促進することが必要です。

このため、県では、神奈川県地域防災計画で指定する緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条に基づく「耐震化努力義務路線」等に指定し、沿道の一定の高さ以上の建築物（以下「沿道建築物」という。）の耐震化の促進を図ることとしています。

#### 【一定の高さ以上の建築物の要件】



本市においても、県の取組や隣接市の取組状況を踏まえ、県計画で位置付ける市内の緊急輸送道路を耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく「耐震化努力義務路線」に指定し、沿道建築物の耐震化促進を図ります。

#### 【本計画で耐震化努力義務路線に指定する市内の緊急輸送道路】

	路線名	区間
1	第一東海自動車道(東名高速)	市内全線 ※なお、神奈川県では「耐震診断義務付け路線」に指定。
2	第二東海自動車道(新東名高速)	市内全線
3	国道246号	市内全線
4	国道271号 (小田原厚木道路本線)	市内全線
5	県道63号(相模原大磯) (小田原厚木道路側道)	厚木市境(上落合歩道橋)～県道22号(横浜伊勢原)交点(下糟屋地内)
6	県道22号(横浜伊勢原)	市内全線
7	県道44号(伊勢原藤沢)	市内全線
8	県道63号(相模原大磯)	県道64号(伊勢原津久井)交点(分かれ道交差点)～ 国道246号交点(市役所入口交差点)
9	県道64号(伊勢原津久井) (一部相模原大磯を含む)	市内全線
10	県道603号(上粕屋厚木)	県道64号(伊勢原津久井)交点～県道612号(上粕屋南金目)交点
11	県道612号(上粕屋南金目)	県道611号(大山板戸)交点～国道246号交点(工業団地入口交差点)
12	県道63号(相模原大磯)	県道22号(横浜伊勢原)交点(下糟屋地内)～県道62号(平塚秦野)交点(岡崎地内)
13	市道315号線	県道44号伊勢原藤沢交点(市役所前交差点)～伊勢原市役所(田中地内)

(イ) その他の地震発生時に通行を確保すべき道路

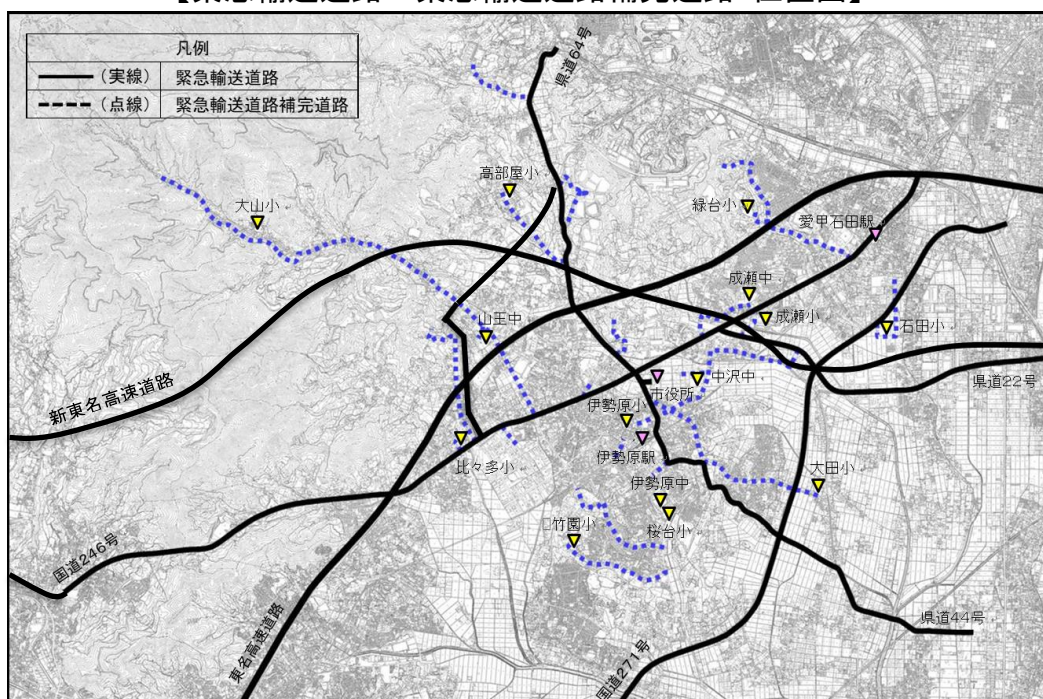
伊勢原市地域防災計画に指定する緊急輸送道路補完道路について、地震時に緊急輸送路として有効に機能するよう耐震化努力義務路線と合わせて沿道建築物の耐震化の促進に努めます。

【市地域防災計画で位置付けられた緊急輸送道路補完道路】

路線名	区間
1 市道55号線	国道246号交点(伊勢原交差点付近)～伊勢原高校(田中地内)
2 市道326号線	市道900号線(中沢中学校入口交差点)～伊勢原協同病院(田中地内)
3 市道72号線	県道61号(平塚伊勢原)交点(伊勢原小学校入口交差点)～千津ふれあい公園(東大竹2丁目地内)
4 市道186号線	全線(桜台交差点～三福寺交差点)
5 市道76号線	県道61号(平塚伊勢原)交点(馬渡交差点)～竹園小学校(岡崎地内)
6 市道75号線	県道61号(平塚伊勢原)交点(八幡台入口交差点)～県道63号(相模原大磯)交点(東大竹跨線橋交差点)
7 市道1号線	県道603号(上粕屋厚木)交点(温泉入口交差点)～高部屋小学校(西富岡地内)
8 市道87号線	県道611号(大山板戸)交点(山王中学校前交差点)～山王中学校(上粕屋地内)
9 市道450号線	国道246号交点(比々多小学校交差点)～比々多小学校(神戸地内)
10 市道83号線	国道246号交点(白根交差点)～市ノ坪公園(鈴川公園)
11 市道54号線	市道55号線交点(高森地内)～成瀬中学校(高森地内)
12 市道58号線	県道22号(横浜伊勢原)交点(成瀬小学校入口交差点)～成瀬小学校(高森地内)
13 市道60号線	国道246号交点(子安神社交差点)～緑台小学校(高森地内)
14 市道62号線 (小田原厚木道路側道)	県道63号(相模原大磯)交点(石田地内)～石田小学校(石田地内) 県道63号(相模原大磯)交点(石田地内)～伊志田高校(石田地内)
15 市道2号線	JAいせはら(田中地内)～駒形橋(池端地内)
16 市道3号線	駒形橋(池端地内)～大田小学校(下谷地内)
17 市道900号線	県道22号(横浜伊勢原)交点(塚田交差点)～伊勢原小学校(伊勢原4丁目地内)
18 県道611号(大山板戸)	全線
19 県道603号(上粕屋厚木)	県道63号(相模原大磯)交点(西富岡交差点)～市道1号線交点(温泉入口交差点)
20 市道50号線	県道64号(伊勢原津久井)交点(日向地内)～伊勢原浄水場(日向地内)
21 市道55号線	県道63号(相模原大磯)交点(下糟屋地内)～伊勢原配水池(下糟屋地内)
22 市道60号線	緑台小学校(高森地内)～高森配水池(高森地内)
23 市道86号線	県道612号(上粕屋南金目)(西分署付近)～三ノ宮低区配水池(三ノ宮地内)
24 県道612号(上粕屋南金目)	国道246号(工業団地入口交差点)～市道86号線交点(西分署付近)

出典：伊勢原市地域防災計画（平成26年3月）

【緊急輸送道路・緊急輸送道路補完道路 位置図】



## (5) その他の地震時における建築物等の安全対策

大規模な地震による被害は、旧耐震基準を要因とするものに限らず、室内の天井落下や外壁、屋根材の落下といった非構造部材によるものも確認されています。

こうしたことから、旧耐震基準の建築物の耐震化に関する取組とあわせて、耐震基準以外の要因に対する地震時における安全性の向上に資する取組を推進します。

### ア 窓ガラス、外壁等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板など、建築物の外装材の破損・落下による被害も懸念されます。

こうした被害は、昭和53（1978）年の宮城県沖地震で注目され、平成23（2011）年の東日本大震災では、広い範囲で数多くの被害が確認されました。

このため、地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適切な維持管理の普及・啓発を行います。

### イ 家具の転倒防止対策

地震による建築物の被害がない場合でも、家具の転倒による怪我や、散乱による避難の遅れを生じる危険があります。

このことから、市のホームページ等で家具の転倒防止策の普及・啓発を行います。

### ウ 天井脱落防止対策

平成23（2011）年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落し、甚大な被害が多数発生しました。

こうした被害を踏まえた建築基準法の改正により、一定規模の天井高さと空間を有する建築物の地震時の天井脱落対策が義務付けられました。

このことから、大規模空間を有する建築物の所有者等に対して天井の脱落や落下を防止する技術的な基準を周知するなど、天井脱落対策の普及・啓発を行います。

### エ エレベーター等の安全対策

平成17（2005）年の千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止による閉じ込め事故が発生しました。

こうした被害を踏まえた建築基準法の改正により、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。

また、平成23（2011）年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落が複数確認されたことから、建築基準法の改正により新たな基準が定められました。

このことから、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、エレベーターの安全に係る技術的な基準を周知するなど安全対策の普及・啓発を行います。

## オ 屋根瓦の安全対策

令和3（2021）年の福島県沖地震において、屋根瓦の脱落が発生し、修繕が必要となる事例が複数みられました。

こうした被害を踏まえた建築基準法の改正により、地震時の脱落防止対策を講ずることが必要となりました。

このことから、住宅所有者や施工者等へ具体的な緊結方法などを周知するなど、安全対策の普及・啓発を行います。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

#### (1) 県と市町村との連携

県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的とした、県及び県下33市町村で構成する「神奈川県建築物耐震化促進協議会」を通じて、県や他市町村と連携しながら本計画を推進します。

#### (2) 建築関係団体や住民組織との連携

建築物の所有者の取組を支援するため、建築関係団体や住民組織と連携・協働しながら本計画を推進します。

### 2 耐震化の促進に関する指導・助言等

#### (1) 耐震改修促進法による指導及び助言

所管行政庁である県と連携、協力して、建築物の所有者に対して必要な周知及び啓発を行うことで、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

#### (2) 耐震診断の実施を義務付けられた建築物への対応

所管行政庁である県と連携、協力して、建築物の所有者に対して制度の十分な周知に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促すことで、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

#### (3) 耐震診断の結果の公表

市のホームページで、県が公表する耐震診断結果の情報を提供します。

### 3 施策のフォローアップ

建築物の耐震化の進捗状況の把握に努め、市のホームページなどにより、計画の進捗状況を明らかにしていきます。

また、必要に応じて計画の見直しを行い、効果的かつ効率的に建築物の耐震化を促進します。

## 伊勢原市耐震改修促進計画

平成20（2008）年 1月（策定）

平成28（2016）年 3月（改定）

令和 3（2021）年 3月（改定）

令和 4（2022）年 3月（改定）

令和 5（2023）年 3月（改定）

<問合せ先>

伊勢原市 都市部 建築住宅課

〒259-1188 伊勢原市田中348番地

TEL 0463-94-4711（代表）

HP <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>